

# 日本国憲法の問題点と自民党の2012新憲法草案（2）

## 日本国憲法：家族尊重の条項なし

国や社会を構成する基礎単位は「家族」だが、日本国憲法には家族条項がない。憲法に定められているのは、個人の尊重と権利のみ。



## 自民党の新憲法草案（第3章 国民の権利及び義務）

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

## 中華人民共和国憲法（婚姻・家庭・老人・婦人・児童に対する配慮と保護）

第49条

3 父母は、未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年の子女は、父母を扶養・扶助する義務を負う。

## 日本国憲法：現代に必要な条項が欠如

現憲法が公布（昭和21年11月3日）、施行（昭和22年5月3日）された時代には考えられなかった重要な条項・規定が欠けたまま。



## 自民党の新憲法草案 現代に合った条項を追加

個人情報の不当取得の禁止等 第十九条の二

国政上の行為に関する説明の責務 第二十一条の二

環境保全の責務 第二十五条の二

在外国民の保護 = 国外の緊急事態時 第二十五条の三

犯罪被害者等への配慮 第二十五条の四

教育に関する権利及び義務等 = 私学助成 第二十六条の三

財政の基本原則 = 財政の健全性 第八十三条の二

## 日本国憲法：「緊急事態条項」なし

世界の大半の国が武力攻撃や内乱、大規模災害など、国家や国民の生存の危機に際し一時的な権利制限も含め事態に対処できる「緊急事態条項」を定めているが、日本国憲法には定めが無い。  
→東日本大震災では、法令制限による燃料輸送の遅滞、自衛隊によるパトロールができない、など、大きな弊害が。



## 自民党の新憲法草案（第9章 緊急事態）

（緊急事態の宣言）

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

## 日本国憲法：改正への高いハードル

日本国憲法改正には、「衆参両院の総議員の3分の2の賛成と、国民投票での過半数の賛成」という非常に高いハードルが設定されており、時代に合わせた柔軟な憲法改正を阻害している。



## 自民党の新憲法草案（第10章 改正）

第十章 改正

第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

真の独立主権国家とするため、憲法は「不磨の大典」であってはならず、改正に向け活発な国民的議論が必要。